

令和4年度「地域巡回マッチングプログラム事業」 業務委託に係る企画提案仕様書

1 委託業務名

令和4年度「地域巡回マッチングプログラム事業」

2 事業期間

契約締結の日から令和5年3月31日を超えないものとする。

3 事業目的

雇用機会の確保と多様な人材の活躍を促進するため、県内各圏域において合同就職説明・面接会等を開催し、求人企業と求職者等のマッチングを積極的に促すことにより、求職者を就職に繋げる。

4 予算額

委託料上限額 14,518 千円(消費税および地方消費税含む)

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

5 業務概要

沖縄県各圏域において地元中小企業等を中心とした求人開拓と求人手続き支援を実施し、マッチング効果の高い合同就職説明・面接会等を開催する。

また、合同就職説明・面接会の開催にあたっては、求職者、求人企業向けに雇用・求人の基礎知識のほか、マッチング効果を高める工夫を行ったセミナー等を実施し、企業の雇用環境改善等による就職率の向上及び早期離職の防止を図る。

6 委託業務内容

(1) 合同就職説明・面接会等の開催について

- ① 開催時期は、令和元年度から令和3年度の本事業開催実績や企業の採用活動の動向等を参考に、より効果が高くなる開催時期を設定すること。
- ② 本島南部、中部、北部、宮古、八重山の各圏域において地元企業を中心にした開催を各1回以上、合計5回以上開催すること。
- ③ 効果的な求人開拓により、できる限り多くの県内企業等が参加するよう工夫すること。
- ④ 開催に際しては、多くの求職者が参加するよう開催日時、場所、事前の広報活動等を工夫すること。
- ⑤ 求職者ができる限り多くの企業を知ることができるよう、企業のプレゼンや面接の方法、時間配分等を工夫すること。
- ⑥ 会場に面接ブース等を設け、個々の就職マッチングも行うこと(求人企業、求職者から職業紹介に係る料金の徴収は行わないこと)。
- ⑦ 開催時または開催前に、雇用・求人に関する労働関係法令等の基礎知識についてのセミナーを、求職者向け、求人企業向けにそれぞれ実施すること。また、開催時には会場にキャリアカウンセラー等による支援コーナーを設置するなど、求職者にアドバイスを行う場を設けること。
- ⑧ 開催地域の特性に応じ、事業効果を高めるよう効果的なマッチング方法を工夫すること。

と。(合同就職説明会・面接会以外の提案も可能とするが、求職者と求人企業が個別に面接する機会をできる限り設けること)。

- ⑨ 参加した企業及び求職者の双方にアンケート調査を行い、企業の要望や、求職者の求職活動の動向など、労働力調査等で把握できない情報の収集・分析を行うこと。収集・分析をした情報は、県に報告するとともに、本事業の改善実施に活用すること。
- ⑩ 合同就職説明・面接会等の開催に際しては、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、「沖縄県対処方針」に沿って実施すること。

(2) 求人開拓及び求人手続支援について

- ① 求人開拓及び求人手続支援は、県内の中小企業及び高齢者(55歳以上)並びに障害者の採用に積極的な企業を重点的な対象とし、合同就職説明・面接会等に多くの県内求人企業を集めるよう工夫すること。
 - ② 応募企業に対して求人に関する労働関係法令等のアドバイスを行うなどにより、適正な求人内容の確保を図ること。また、参加企業に対して実施する雇用・求人に関するセミナーは、知識不足による適正な労働条件等の不備の是正を促すとともに、職場環境の見直し等による定着率の向上に資する内容とすること。※上記(1)⑦参照。
 - ③ 参加企業に対して、採用・定着力の向上のための取り組みなどマッチング効果を高めるよう工夫すること。
 - ④ 求人開拓及び求人手続支援の際には、事業主向けの各種支援制度の周知も併せて行うこと。
 - ⑤ 求人開拓・支援員を配置し、求人開拓及び求人手続支援を強力に実施するとともに、活動記録(日単位)を作成し、開拓可否の要因、開拓効果等を把握すること。
 - ⑥ 非正規労働者の割合が全国一高い沖縄県の雇用情勢の改善のため、可能な限り正社員求人企業の開拓に努めること。
 - ⑦ 参加企業の必須条件は、以下のとおりとする。
 - ア、派遣求人、請負求人でないこと。
 - イ、合同就職説明・面接会に参加した求職者が希望した場合、職場見学の受入れが可能なこと。
 - ウ、本事業で開催する求人企業向けの雇用・求人に関するセミナーに参加すること。
 - エ、労働保険及び社会保険に加入していること。
 - オ、労働基準法等の労働関係法令に違反のないこと。
(例：就業規則の整備、雇用契約書の交付、時間外手当の支給等)
 - カ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業でないこと、その他適切でないと判断される営業でないこと。
 - ⑧ 参加企業の優先的条件は、以下のとおりとする。
 - ア、正社員求人(期間の定めのない契約)
 - イ、職場環境、人材育成関係の各種認定・認証(沖縄県人材育成認証、沖縄県障害者雇用推進企業登録制度、みんなでグッジョブ運動推進功労者表彰、沖縄県ワークライフバランス認証、くるみん認定、えるぼし認定、ユースエール認定等)を受けている企業
- ※上記条件に関わらず、高齢者(55歳以上)または障害者が応募可能な求人企業を各合同就職説明・面接会において、それぞれ1社以上参加させること。

※上記条件のほか、各合同就職説明会・面接会の応募企業の状況に応じて、契約期間を設けている求人（パート・アルバイト等を含む）のみの参加も可能とするが、その場合は契約更新可能であり、将来の正社員登用制度があることを優先的条件とする。

(3)事業効果等の把握について

参加求職者のうち参加企業等へ就職した人数等の事業効果を把握するよう工夫すること。

(4)その他(自主提案等)

上記(1)から(3)以外で、新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案して、求職者と求人企業のマッチング効果(率、人数)を高める効果的な提案があれば、その提案業務。

7 企画提案書の内容について

(1)上記6(1)に係る提案内容として以下の項目を明記すること。

- ① 開催日時、開催地域、会場等のスケジュールとこれらの考え方
- ② 参加企業数及び参加求職者数の目標値とこれらの考え方
- ③ 事前広報手段とその考え方(使用する広報媒体、広報イメージ、実施体制等。費用対効果を重視すること。)
- ④ 合同就職説明・面接会の実施運営方法とその考え方(会場内外の体制。スムーズな運営と求職者誘導等の企業とのマッチングに結びつける工夫など。具体的な当日の時間割等を示すこと。)
- ⑤ 開催地域の特性に応じ、事業効果を高めるために実施する効果的なマッチング方法とその考え方
- ⑥ アンケート項目及びその実施体制並びにこれらの考え方
- ⑦ 事業効果(就職者数及び就職率)の目標設定及びその把握方法並びにこれらの考え方

(2)上記6(2)に係る提案内容として以下の項目を明記すること。

- ① 求人開拓・支援員の設置人数・体制、求人開拓・求人手続支援の方法、その方法の改善手段及び目標とする新規開拓件数並びにこれらの考え方
- ② 求人企業開拓の考え方と、実施する効果的な求人手続き支援(適正な求人内容の確保を図るための求人等に関するアドバイス、採用・定着力の向上等に関する支援等を含む)、求人企業向けセミナー実施の内容等について
- ③ 求人及び雇用に関する労働関係法令等の情報提供や就職に関するアドバイス等の求職者への支援。(求職者向けセミナーの実施を含む。)
- ④ 求人開拓・支援員の活動状況、開拓効果等の把握方法並びにこれらの考え方
- ⑤ 参加企業審査項目及び選定方法に関する提案があれば、理由を含めて記載すること。

(3)その他

- ① 上記(1)及び(2)以外で、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、求職者と求人企業のマッチング効果(率、人数)を高める効果的な提案がある場合は、その理由も含めて記載すること。
- ② 第一次審査(書類)等で客観的な比較資料とするため、様式5「提案内容説明資料」に提案内容を記入し、電子メールで所定のアドレスに提出すること。様式5は第一次審査(書類審査)用であり、プレゼンテーションでは使用しない。

- ③ 実施体制図、見積書を添付すること。
- ④ 企画提案書及び見積書の体裁については「9 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて」及び「10 積算見積及び経費限度額」に基づくこと。

8 成果指標について

企業説明・面接会等の参加求職者数合計 290 名以上、および参加求職者の参加企業への就職者数 23 名以上とする。なお、本成果目標の達成度は、翌年度に雇用政策課が実施する業務委託における委託業者選定の参考とする。

9 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- (1)原則としてA4版横、左綴りとする(ただし、グラフ、表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい)。
- (2)プレゼンテーションにおいては、審査員が容易に理解できるよう、図表などを多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
- (3)プレゼンテーションの時間枠については、第二次審査を行う業者数が確定後に通知するものとする。

10 積算見積及び経費限度額

費目については、以下のとおりとする。

- ①事務局人件費
- ②旅費
- ③借料及び損料(会場使用料、什器リース、PC リース等)
- ④通信運搬費
- ⑤印刷広報費
- ⑥事務費(消耗品等)
- ⑦その他必要経費
- ⑧消費税

※各経費については、月数、回数、個数、単価等が分かるよう明記すること。

※事業終了時に精算報告書の提出を受け、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払うものとする(実績払い)。

11 再委託の制限について

- (1)契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務(以下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の 50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(合同企業説明・面接会等の開催や、求職者の募集、企業開拓に関する業務)

- (2)指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履

行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3)本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

下記以外の契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、下記のうち「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

○再委託により履行する部分

特になし

(その他、簡易な業務)

合同企業説明・面接会会場の設営、撤去

チラシ、ポスター等広報物の制作

資料の収集、整理

複写、印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

12 自社調達利益排除について

本業務の実施に当たっては、関係法令及び沖縄県商工労働部雇用政策課が策定する「委託業務に係る事務処理マニュアル」(雇用政策課ホームページ掲載)の記載事項を遵守すること。

13 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施する。なお、原則的には月1回とし、その他必要に応じて随時実施する。

14 実績報告書及び調査報告書の提出について

業務終了後すみやかに、または県が指示する期日までに、実績報告書となる成果報告書及び経費報告書を提出すること。

また、実績報告書等に関する主要な内容は、紙書面によるもののほか、電子データによる提出も併せて行うものとする。なお、実績ならびに調査等に関する集計表、統計表及び名簿等について、県が指示するものはエクセルデータによる提出を必要とする。

15 著作権について

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県商工労働部雇用政策課に帰属する。ただし、本委託業務に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

16 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県商工労働部雇用政策課と協議すること。